

監事 監査報告書

2025年5月22日

学校法人小池学園
理事会・評議員会御中

学校法人 小 池 学 園

監事 外崎肇一 

監事 小林 敦江 

私たち監事は、私立学校法第37条第3項(令和5年5月8日施行)及び学校法人小池学園寄附行為第16条(令和5年4月1日施行)の規定に基づき、学校法人小池学園の2024年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行について監査を行いました。

1. 監査方法の概要

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席するほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、独立監査人(東陽監査法人)と連携し計算書類について検討を行うなど、必要と認めた監査手続きを実施しました。

2. 監査の結果

- (1) 学校法人小池学園の業務に関する決定及び執行は適正であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。
- (2) 計算書類、即ち、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む)並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、学校法人小池学園の収支及び財産の状況を正しく示していると認めます。
- (3) 理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以 上